2016 年 8 月 23 日

選挙市民審議会　第一部門発題

立会演説会の復活

西南学院大学神学部　濱野道雄

１．立会演説会の復活を通して目指したいこと

＊「選挙市民審議会見解」(2016.5.25)「こうした問題意識の下、「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動（憲法前文)」するために、種々の選挙運動規制と選挙運動期間の撤廃を最終的に目指し、本年１１月に下記の提言を行う予定です。」

「…＊候補者の政策を「知る権利」を保証する立会演説会の復活と第三者主催を含めた演説会の自由化」

＊組織や人脈による「人物」中心の選挙から、「政策」中心の選挙に変わること

→新人やマイノリティへもチャンスがまわってくる政治

→お任せ民主主義的と実際の政策への失望、関心喪失を防ぐ

＊若い人々や、外国人の参政権

誰に、なぜ投票するかが不明確な不安

結果としてのシルバー・デモクラシー（日本経済新聞社『18 歳からの政治入門』)

２．現状

＊**第百六十四条の三**　選挙運動のためにする演説会は、この法律の規定により行う個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を除くほか、いかなる名義をもつてするを問わず、開催することができない。

２　公職の候補者以外の者が二人以上の公職の候補者の合同演説会を開催すること、候補者届出政党以外の者が二以上の候補者届出政党の合同演説会を開催すること及び衆議院名簿届出政党等以外の者が二以上の衆議院名簿届出政党等の合同演説会を開催することは、前項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。

＊1983 年以前の第 164 条の３「選挙運動のためにする演説会は、この法律の規定により行う立会演説会及び個人演説会を除くほか」

＊旧公職選挙法（昭和 53 年版　六法全書より）

（立会演説会）

第 152 条　衆議院議員、参議院（地方選出）議員及び都道府県知事の選挙については、この法律の定めるところにより公営の立会演説会を行う。

（立会演説会の開催）

第 153 条　立会演説会は、公職の候補者の政見を選挙人に周知させるため、都道府県の選挙管理委員会が指定する市町村において開催する。

（立会演説会における演説者及び録音盤の使用禁止）

＊廃止された理由

応援合戦、ヤジ合戦化したこと

＊現在の公職選挙法の下でも、個人演説会を合同で開くならば可能だが、実施少ない

＊選挙期間より前ならば可能

→2015 年の神奈川県知事選

→NGO リンカーン・フォーラム「今まで３００回を超える公開討論にかかわってきたが、平均してその前の選挙の投票率よりも９％を超える投票率の上昇をみたことからも、公開討論会が有権者の選挙に対する意識を変える一助になったと考えてもいいのではなかろうか。」

＊1858 年の「リンカーン・ダグラス・ディベート」と民主主義は日本に定着できるか

→今回の参院選前のテレビ党首討論は１回だけ

→Fukuoka Youth Movement の公開討論会

18 歳の投票率は、全国では他の世代に比べて 3.5 パーセントほど低い

福岡、東京では 18 歳の方が、他の世代より 3 パーセント以上投票率が高い

群馬や京都では 11 パーセント以上、18 歳の方が投票（東京新聞）

若い人々の政治への関心が拡大するために

３．知る権利と参政権

＊「候補者の政策を「知る権利」」

＊「知る権利」の２つの機能：個人的機能（憲法 13 条の幸福追求権）

参政権的機能

＊参政権的機能

「知る権利のもう一つの機能は参政権的機能であって、民主的な政治過程が前提とする個々の国民の政治的な意思形成のために、国民が十分な情報を受け取ることができ

るのでなければならない。博多駅取材フィルム提出命令事件についての最高裁決定（1969 年 11 月 26 日）や外務省公電漏洩事件（沖縄密約暴露事件）についての最高裁決定（1978 年 5 月 31 日）は、民主主義社会における国民の「知る権利」の重要性を強調し、報道機関や新聞記者の報道の自由、取材の自由を、この権利に「奉仕」するものであると意味づけている。」（浜田純一）

＊「知る権利」は憲法において、参政権と表現の自由に基礎を置く

＊参政権：国民主権（憲法前文、憲法第 1 条）

国会議員を選挙したり議員に立候補したりする権利（憲法第 15 条）

国民投票権（憲法 95 - 97 条）、公務員になる権利

知る権利

＊表現の自由（憲法 21 条）

外務省公電漏洩事件の最高裁判決文

「報道機関の国政に関する報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、いわゆる国民の知る権利に奉仕するものであるから、報道の自由は、憲法 21 条が保障する表現の自由のうちでも特に重要なものであり、また、このような報道が正しい内容をもつためには、 報道のための取材の自由もまた、憲法 21 条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない（最高裁昭和 44 年(し)第 68 号同年 11 月 26 日大法廷決定・刑集 23 巻 11 号 1490 頁)。」

→前提とされる「受け手」の知る権利とセット

４．他国の例と課題

＊イギリス：候補者による個別訪問、その際の有権者との政策討論

候補者同士の公開討論会

→一方的な演説ではなく、討論会

→有権者とも討論：質疑応答会

→選挙費用も日本より低い

＊アメリカ：NPO 大統領選挙討論会委員会（Commission on Presidential Debates）

テレビなどのメディアを通した投票日直前の討論

→テレビやインターネットの活用

⇔批判：二大政党制の枠組み・討論会に参加するためには１５％の世論支持必要

女性の司会者を求めた高校生の署名受取拒否（2012）

「二大政党に近い企業の思惑」という批判

→「第三者主催を含めた演説会の自由化」の第三者は誰か

自由を強める公平、公平を強める自由

＊チェコ、韓国、台湾でも討論型へ

５．具体的提案

＊立会演説会を公職選挙法に抵触しないものとして復活させる

＊主催者をどうするべきか：公営（公職選挙法に戻す）、第三者（規制の撤廃）

現実的に両方とも

＊自由と公平を担保するルール

←マイノリティや新人にチャンスを

←非難合戦にならないようにするルール：「２時間の討論時間は、基本的に有権者の出入りは禁止し、野次や暴言は厳しく取り締まることで、完全公平な運営を心がける」（リンカーン・フォーラム）

＊政策のメリット、デメリットを立体的に理解するための討論、質疑応答

→候補者と有権者による公開討論会

＊テレビやインターネットの活用

＊討論は民主主義の成熟が問われるので、教育や市民運動とセットで考える必要